

中古品売買契約約款

(総則)

第1条 この中古品売買契約約款は、ソフィアデジタル株式会社(以下「当社」といいます。)と、当社が取り扱う中古の商品(以下、単に「商品」といいます。)を購入者に売り渡し、購入者が商品を自ら使用する目的で買い受ける売買契約について、別に契約書又は取り決め等の特約がない場合に適用されます。

(承諾)

第2条 購入者は、当社から買い受ける商品が、当社が取り扱う中古の機器(ソフトウェアを含みます。)であることを承諾のうえ商品を買受けるものとします。なお、商品は、新古品、中古未使用品及び(狭義の)中古品から成り、それぞれ次に定義するとおりとします。

	名称	定義
中古品	新古品	一度、第三者に販売された後、販売時の状態のまま返品されたもの
	中古未使用品	一度、第三者に販売された後、未開封のまま保管されていたもの
	(狭義の)中古品	第三者により使用されたことがあるもの

(商品の納入・引渡し)

第3条 当社は、購入者が買い受けた商品を、購入者の指定納入場所(日本国内に限ります。)に納入するものとします。

2. 購入者は、商品の引き渡しを受けた後、直ちに商品の数量確認を行い、物品受領書を当社に交付することで商品の引き渡しは完了となります。なお、納入商品に数量の過不足があった場合、購入者は、3日以内に当社に通知するものとし、その通知がない場合、購入者は当社に対して何らの請求も出来ません。

(売買代金等)

第4条 購入者は当社に対し、売買代金及び付帯する諸費用(運送費、消耗品費等)に税法所定の消費税等を加算した金額を、当社からの請求書記載の支払条件に基づき支払うものとします。なお、振込手数料は、購入者の負担とします。

(免責条項)

第5条 購入者は、商品が中古品であり、現状有姿のまま引渡されることを了承し、商品に不適合(購入者の使用目的への不適合を含みます。)、不完全その他の瑕疵(隠れた瑕疵を含みます。)があった場合でも、当社は何らの責任も負わないものとし、購入者はこれを異議なく承諾するものとします。

2. 当社は購入者に対して、製造元の保証期間内における保証を除き、原則として何らの保

証責任を負わないものとします。また、売主は、商品にかかる製造物責任を一切負わないものとし、購入者はこれを異議なく承諾するものとします。

3. 商品の初期不良対応期間は、引渡日から5営業日までとし、初期不良対応期間中に商品に初期不良が確認された場合、当社は当該商品を交換又は売買代金の返金のいずれかの対応を行うものとします。なお、初期不良の保証対象の内容は、別紙記載のとおりとします。
4. 天災地変、戦争、暴動、内乱、法令の改廃制定、公権力による命令処分、同盟罷業その他の争議行為、輸送機関の事故、他社製品の製造元又は供給元による製品の製造又は供給の中止、その他不可抗力により本契約の全部又は一部の履行遅滞又は履行不能を生じた場合、当社は、本契約に基づくその債務の履行遅滞又は履行不能について責任を負わないものとします。
5. 当社は購入者に対し、契約、不法行為その他理由の如何を問わず、本契約に規定する場合を除き、本契約若しくは商品に関連し又は起因する損失若しくは損害について責任を負わないものとします。

(所有権の移転)

第6条 商品の所有権は、購入者が商品の売買代金等その他売買契約に基づく一切の債務を支払ったときに、当社から購入者に移転するものとし、購入者は、かかる一切の債務を完済するまでの間は、原則として商品を他に譲渡、質入、貸与その他の処分をしてはならないものとします。

(危険負担)

第7条 商品の引渡前に生じた滅失、毀損、変質その他一切の損害は、購入者の責に帰すべきものを除き、当社の負担とし、商品の引渡後に生じたこれらの損害は、当社の責に帰すべきものを除き、購入者の負担とします。

2. 商品の引渡しまでに、当社及び購入者双方の責に帰すべからざる事由により当社が購入者に対し、売買契約の内容に適合した商品の引き渡し、完全な所有権の移転その他当社としての債務を履行することが出来なくなったときは、購入者は、売買代金の支払いその他の債務の履行を拒むことが出来ます。この場合、当社及び購入者は、通知・催告を要せず売買契約を解除することが出来るものとします。

(残存データの消去)

第8条 商品に、消去されていないデータ(電子的情報)が残っていた場合、購入者は、購入者の責任と負担により当該データを消去し、故意に、かかる残存データを使用したり、又は開示等を行ったりしてはならないものとします。当社から要望があった場合、購入者は当社に対し、遅滞なく、当該データを消去したことを証する書面を提出するものとします。

(契約解除)

第9条 購入者が次の各号のいずれか一つにでも該当する事由が発生したときは、当社は、催告をすることなく売買契約を解除出来るものとします。その際、商品を購入者の費用で引き揚げるものとし、当社になお損害があるときは、購入者はこれを賠償するものとします。

- (1)本約款の各条項の一つにでも違反したとき
- (2)本約款以外の当社と購入者間の取引の約定に違反したとき
- (3)支払を停止し又は手形、小切手の不渡り報告があったとき
- (4)保全処分、強制執行、滞納処分を受け、又は破産、会社更生、特別清算、民事再生手続、その他これらに類する手続の申し立てがあったとき
- (5)営業の休廃止又は解散をし、若しくは営業の継続が困難であると客観的事由に基づき判断されるとき。

(禁止事項)

第10条 購入者は、以下の各号に掲げることを行ってはならないものとします。

- (1)当社から購入した商品を、古物商の免許なく第三者に反復継続して販売(転売)すること
- (2)商品の売買代金を一切支払う意思なく商品を購入し、商品を斡旋業者等に渡し報酬を得るような行為に代表される犯罪行為、公序良俗に違反する行為又はそれらに加担若しくは幫助する行為、その他法令に違反する行為
- (3)当社の運営を妨げる行為又はその恐れがある行為
- (4)当社又は第三者の著作権、財産権その他の権利を侵害する行為又はその恐れがある行為
- (5)当社の名称、商標、意匠の無断使用のほか、当社との業務提携や関連性を謳う行為

(個人情報保護)

第11条 購入者が個人の場合、当社は、以下に掲げる利用目的のため、利用目的の達成に必要な範囲において購入者の個人情報を利用出来るものとし、購入者はこれに同意するものとします。

- (1)購入者からの申込や当社から購入者への提案等を行う際、適切な対応を行うため
- (2)取引時に購入者の審査を行うため。また、購入者の本人確認時に適切な判断や対応を行うため
- (3)購入者との契約管理を適切に行うため。また、契約終了後においても、照会への対応や法令等により必要となる管理を適切に行うため
- (4)当社及びその他の会社の各種取扱商品やサービスの紹介をダイレクトメール、電子メール等により案内するため
- (5)購入者により良い商品、サービスを提供するためのマーケティング分析に利用するため

(法令遵守)

第12条 購入者は、商品を廃棄処分、譲渡又は移設等を行う場合、廃棄物処理法、医薬品医療機器等法及び古物営業法等の関連法規並びに国・地方自治体等の指示・指導及び要請等(放射性物質により汚染され又は汚染されたおそれのあるものの取扱に関するものを含みます。)を遵守し、購入者の責任において適法・適切な処理を行うものとします。

(反社会的勢力の排除)

第13条 当社及び購入者は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下、これらを「反社会的勢力」といいます。)のいずれにも該当しないこと及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約します。

- (1)反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2)反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3)自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
 - (4)反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をし、反社会的勢力の維持運営に積極的に協力していると認められる関係を有すること
 - (5)役員又は経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 当社及び購入者は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約します。
- (1)暴力的な要求行為
 - (2)法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3)取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4)風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - (5)その他前各号に準ずる行為
3. 当社及び購入者は、相手方が、反社会的勢力若しくは第1項各号のいずれかに該当し、若しくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、又は第1項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、何ら催告することなく、売買契約を解除することができるものとし、相手方はこれに異議を申し出ないものとします。
4. 前項の規定により売買契約を解除された当事者に損害が生じた場合、当該当事者は相手方に何らの請求をしないものとします。また、相手方に損害が生じた場合、当該当事者がその責任を負うものとします。

(遅延損害金)

第14条 購入者が、売買契約に基づく金銭債務の履行を遅延した場合、購入者は当社に対して、支払期日の翌日より完済に至るまで年率14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとします。

(権利義務の譲渡禁止)

第15条 当社及び購入者は、相手方の書面による事前の承諾を得ることなく、売買契約により生じた権利及び義務の全部又は一部(ただし、金銭債権を除きます。)を第三者に譲渡し、担保に供し、又は承継させないものとします。

(不可抗力)

第16条 天災地変、戦争、内乱、公権力による命令処分、運送中の事故その他不可抗力により、各当事者において売買契約の全部又は一部の履行に支障が生じた場合、金銭債務を除き、相手方に対して履行遅延又は履行不能の責任を負わないものとします。

(協議)

第17条 本約款に定めのない事項が生じたとき、又はその解釈について疑義が生じたときは、当社及び購入者は誠意をもって協議し解決するものとします。

(裁判管轄)

第18条 当社と購入者との売買契約についての一切の紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とすることとし、購入者はこれ承諾するものとします。

別紙—中古品の保証に関する特則

1. 保証対象となる場合

①自然故障(正常な使用状態(商品の用途に沿って一般的に想定される態様で使用した状態をいい、取扱説明書、本体貼付ラベル等に記載された注意書等がある場合は、それらに従っている状態)において商品に生じた故障をいう。)

(1)充電が出来ない

(2)電源が入らない

(3)(インターネットに繋がる商品の場合)インターネットに繋がらない

(4)ボタンが反応しない

(5)音声が聞こえない

(6)ディスプレイが映らない

(7)その他、上記に類する事象

②通話通信規制(おまかせロック、遠隔ロック、赤ロム等)がかかった場合

2. 保証対象とならない場合

(1)購入者の都合による返品・交換(イメージと違う、サイズや種類を間違えた等)

(2)保証期間内に、甲に対して交換の請求(以下「交換請求」という。)がなされなかった場合

(3)交換請求の後、5営業日以内に甲の指定する送付先へ当該商品が送付されなかった場合

(4)交換請求がなされた商品以外の本件商品

(5)購入者から申し出があった故障、不具合が確認できなかった場合

(6)購入者による改造、故意、過失、又は適切ではない取り扱い方法や使用方法により生じた不具合

(7)購入者による使用上の誤りや不当な修理・加工・改造による故障及び損傷

(8)外部要因(停電、電源、電圧、ケーブル等の故障、災害等)で故障が発生した場合

(9)製造元の取扱説明書等で定められる環境や使用方法以外で生じる不具合(製造元の純正品以外のケーブル使用による不具合等)

(10)本体の破壊、損壊等が認められる場合

(11)製造元のリコール宣言後のリコール原因となった部分にかかる故障、不具合

(12)外観のキズ、塗装の剥離、汚れ等、使用上、機能に支障のない場合

(13)基本動作に関する不具合がない場合

(14)付属品や消耗品、バッテリーの劣化

(15)製造元の認定を受けていない業者が修理等を施した結果生じた故障や損害

(16)交換請求がなされた商品内の全てのデータの復旧

(17)ダウンロードしたアプリケーションや音楽、動画、ゲーム等のコンテンツ及びデータ

(18)購入後にインストールされたアプリケーションや OS アップデートに関する不具合

(19)既に1度保証を受けた場合

(20)甲への交換請求より先に第三者に修理等の依頼を持ち込んだ場合

以上